

「住まい」の現状とこれから

—障害者を含む世帯を中心に、母子世帯、
若年低所得世帯の居住困難にも着目し—

東洋大学
水村容子

日本の現状の相対化の対象として



- ## スウェーデン王国の概要
- 首都：ストックホルム
 - 公用語：スウェーデン語
 - 宗教：福音ルーテル教多数
 - 人口：約960万人(2013)
 - 国土の面積：約45万km²
 - 人口密度：20人/km²
 - GNP:世界19位4845億ドル (MER,2008)
 - 主要産業：農林水産業（穀物自給率121%、針葉樹林業）、製造業（エリクソン、サーブ、スウェーデン鋼、ノーベル社、エレクトロラックス、ハッセルブラッドなど）

大学院博士課程時代に 2 年留学



サリドマイド胎芽病による上肢障害者の住環境整備に関する研究





テクニカルエイドサービス
による住環境整備の事例



関節リウマチ患者を考慮した
住環境整備の在り方に関する研究

ストックホルムにおける 住宅地格差発生メカニズムと その影響に関する研究



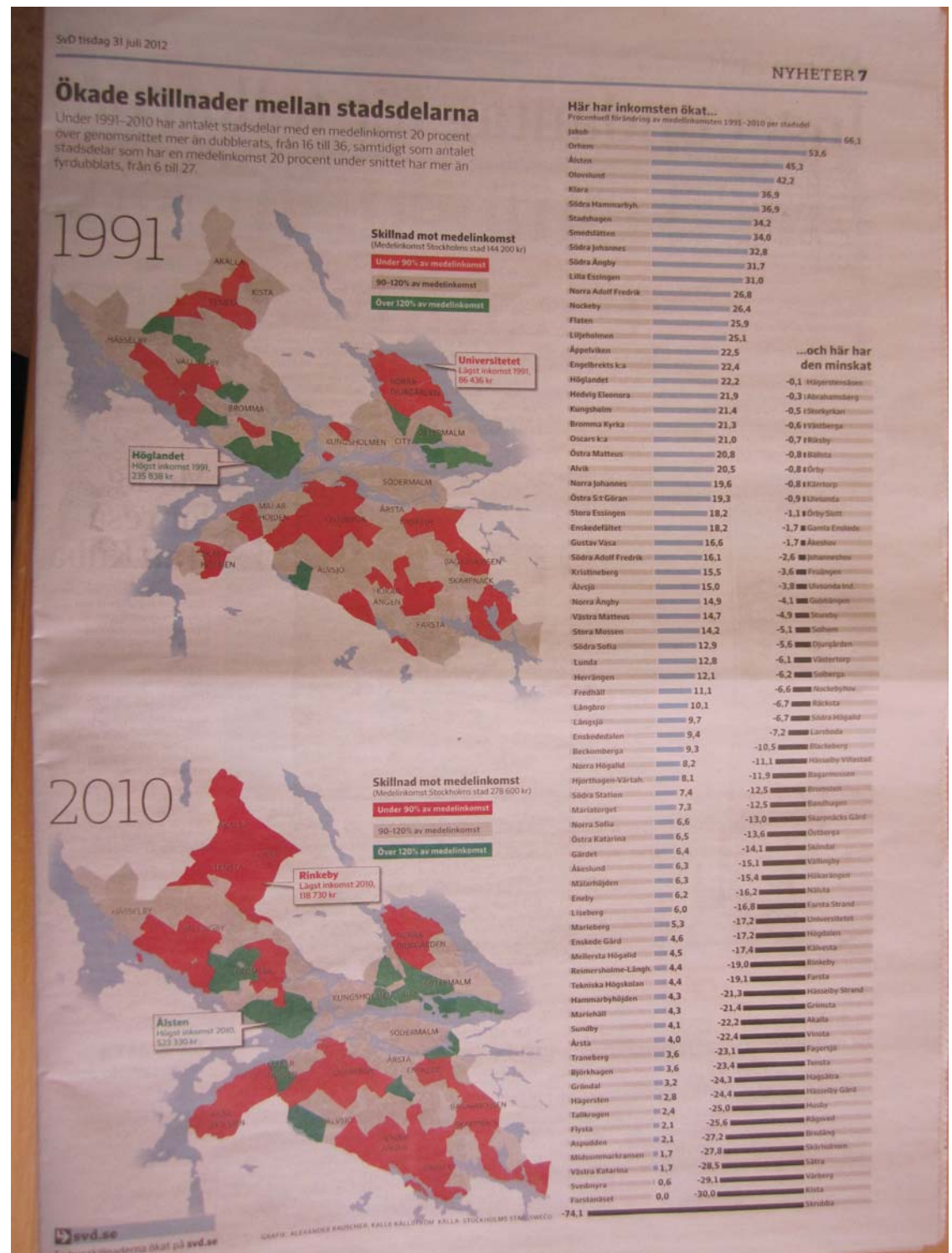
東洋大学 人間環境デザイン学科 KTH客員研究員 水村容子

研究目的

公共主導のもと、所得階層に関わらず、全ての国民に、良質な住宅を供給する施策を展開してきたスウェーデンの首都ストックホルムで住宅地格差が生じている

2012年7月31日

Svenska Dagbladet紙 掲載記事より



居住継続を妨げる住宅問題

- 心身機能低下への対応がされていない
- 経済困窮への対応がされていない

スウェーデンを始めとした

北ヨーロッパ諸国の対応

居住の混在

居住を混在させるための手法

- 計画建築法におけるアクセシビリティ・ユーザビリティ義務化規定（介護労働を考慮した規準）
- 住環境整備に関する柔軟な対応（障害種別、程度、建築種別、工事内容、限度額などによらない対応）
- 障害者世帯、多子世帯、高齢者世帯、若年世帯に対する手厚い住宅手当
- 土地・建築物の利用価値にもとづく賃貸家賃設定、強い権限を持つ借家人組合

PBL（計画建築法）とBBR（建築規則） におけるアクセシビリティ規定の内容

2010年改正（2011年施行）PBLの第8章

- 第1条3項：身体障害者・方向認知能力低下者でもアクセス・利用可能でなければならない建築物の設計にあたっての義務化規定
- 第2条：第1条の義務規定の適用範囲の解説（新築建築物の場合には建物全体、改築の場合には建物全体orそれが合理的でない場合には建物の主要部分を改修しアクセシビリティを確保、他の改修工事時にあわせてアクセシビリティ確保の改修も実施すべきである）
- 第4条8項：建築物に求められる技術的規定のひとつとして「アクセシビリティとユーザビリティが不自由な人または方向認知能力に支障がある人を配慮した性能」が規定
- 第6条：アクセシビリティ規定の適応除外対象（余暇住宅、地形上アクセシビリティの確保が困難な建築物）が規定

BBR第3章 第3.1条 アクセシビリティ・ユーザビリティ規準の構成

第3.1条 移動および方向認知能力に障害が生じている人のための アクセシビリティとユーザビリティ

3:11 一般規則

3:111 定義と用語

3:112 車椅子使用者を配慮したデザイン寸法

3:12 戸外環境におけるアクセシビリティとユーザビリティ

3:121 申請の範囲

3:122 歩道・待避所・駐車畳などにおけるアクセシビリティとユーザビリティ

3:13 建物玄関におけるアクセシビリティとユーザビリティ

3:131 申請の範囲

3:132 一般的事項

3:14 建築物内のアクセシビリティとユーザビリティ

3:141 申請の範囲

3:142 玄関および方向転換のための空間

3:143 ドアおよび門

3:144 エレベーターおよびその他の昇降機

3:145 公的建築物におけるアクセシビリティとユーザビリティ

3:146 平屋の個人住宅のアクセシビリティとユーザビリティ

3:147 複数階のある個人住宅のアクセシビリティとユーザビリティ

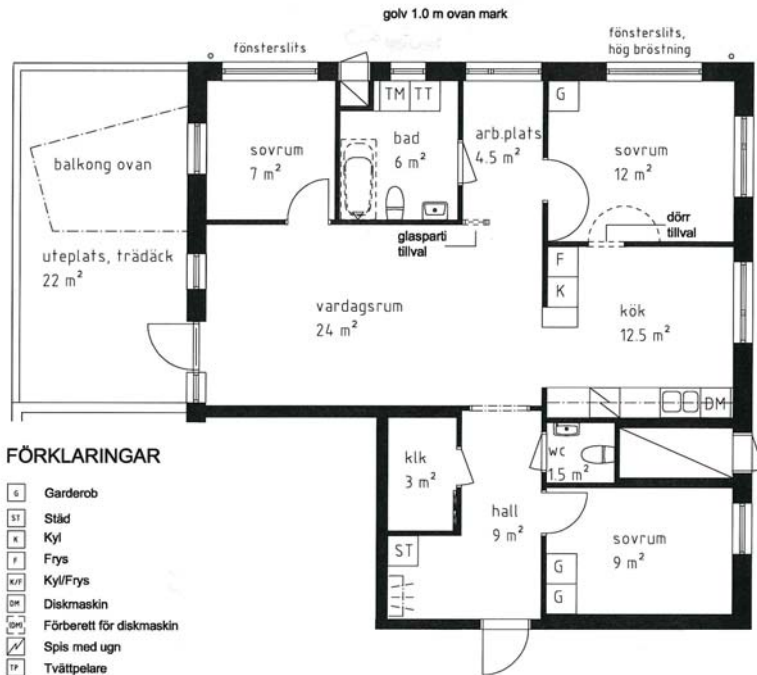
3:148 その他の付属的な住宅施設のアクセシビリティとユーザビリティ

3:146 平屋の個人住宅のアクセシビリティ とユーザビリティ

居室・バルコニー・テラス・中庭は、移動障害を持つ人にとっても、アクセス可能かつ利用可能なものでなければならない。テラスやバルコニーは、後に簡単な方法でスロープを追加設置することによってアクセス可能および利用可能とならなければならない。

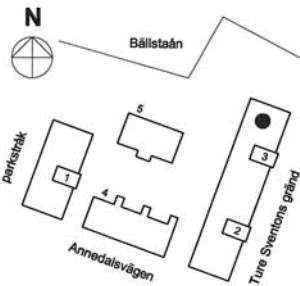
少なくとも1カ所のサニタールーム（洗面所・シャワーやバスタブ・トイレが設置された部屋）は、移動障害者でも利用可能であるように整備されなければならないと同時に、介助者にとっても介護動作が適切に行える配慮がなされてなければならない。住宅の建設当初からこの条件が満たせない場合には、シャワー室を別に設けても良い。

主玄関の扉および台所やサニタールームを含んだ各室・バルコニー・テラス・中庭へ通じる扉は、車椅子でも通過できるようにしなければならない。さらには、車椅子を利用しながら扉の開閉を考慮したスペースも確保しなければならない。



FÖRKLARINGAR

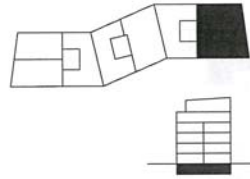
- Garderob
- Städ
- Kyl
- Frys
- Kyl/Frys
- Diskmaskin
- Förberett för diskmaskin
- Spis med ugn
- Tvättpelare
- Förberett för tvättpelare
- Tvättmaskin
- Torktumlare
- Schakt
- EI/mediaskåp
- Inklädnad i tak
- Tillval



Annedalsterrassen

LGH/lokal 301
2 RoK 109kvm
Rumshöjd ca 2,6m

100913



- ⊗ Armatur enligt Designlinje 1-4
- Ⓐ Tvävsuttag för telefon, data och TV-antenn
- Ⓑ Väggtag, tvåvägs
- Ⓒ Strömbrytare
- Ⓓ Infällt väggskåp för tele/tv/internet + Elcentral
- Ⓔ Strömbrytare envägs med dinner
- Ⓕ Dubbel dinner
- Ⓖ Dubbelströmbrytare
- Ⓗ Uttag för micro - tillval
- Ⓙ Envägsuttag med lock höjd 900 mm över golv
- Ⓚ Väggtag ovan köksbänk
- Ⓛ Uttag med lock ufonhus höjd 500 mm över golv
- Ⓜ Lampputtag i tak
- Ⓝ Strömbrytare (trapp/hall)
- Ⓟ Väggtag fyrvägs

- ⊙ Spotlight balkong
- ▬ Kamflänsradiator
- ▬ Radiator
- K Kyl
- F Frys
- Ⓜ Häll, spis
- G Garderob
- TM Plats för tvättmaskin - tillval
- TT Plats för torktumlare - tillval
- TP Plats för tvättpelare - tillval
- ST Städskåp
- L Linneskåp
- DM Plats för diskmaskin - tillval
- B Badkar - tillval
- Ⓜ Installationsschakt
- ▬ Placering köksö - tillval
- ▷ Dusch



Med reservation för ändringar



我が国の問題点

- 住宅施策は、さておき、居住に関わる福祉施策の仕組みが厳格であるため、「狭間」の人々、「狭間」の状態への対応がなされていない。
- 「個人」の生活像全体を考慮したサービスではなく、「有資格者」への決められた範囲でのサービス提供。

では 住宅施策における問題点

- 持ち家への愛着と執着
 - 中古住宅市場やりロケーション活性化への足枷
 - （特に賃貸住宅における大家さんの）資産価値を重視するが故のBF化の歯止め
 - 世帯規模（高齢単身者）とのミスマッチ（要介護者への対応が困難に！）
 - 親無き後の障害者の居住の場たり得るか？

- 賃貸住宅は「選ばれし者」の一時の住まい？
 - 高い民間・UR賃貸住宅の家賃
 - 低所得に陥りがちな母子世帯、若年非正規労働者の住まいたり得るか？
 - 親無き後の障害者の住まいたり得るか？
 - サ付は終の棲家たり得るか？
 - 一向に数の増えない公営住宅→セーフティネットたり得るのか？

ここからは各論で

我が国の障害者の居住実態

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者（発達障害者）

その他の心身の機能の障害がある者であって、
障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活
又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあ
るものをいう。

（そのほとんどが親との同居による在宅生活）

障害者基本法（2011年8月改正）第2条一項

居住における社会的障壁（私見です）

■ 身体障害の場合

- 住宅のB F化の遅れ（特に、トイレ・浴室・洗面脱衣室）。
- 重度者で医療的対応が必要な場合、必要な面積が居室にとれない。
- G Hの整備が遅れている。
- 自立が実現している中軽度者の高齢化による居住継続の困難。
- 親無き後の自宅での居住継続の困難（しかし、施設への入所も困難）。

■知的障害者の場合

- B F 化整備などのニーズは低いが自閉傾向がある場合に同一性保持傾向が強く、さらには時間的・空間的順序保持などの概念を持つ→各自のニーズに応じた空間の設えが必要。
- 中・軽度者で就労可能な場合は、一般住宅での自立生活が可能であるが、賃貸住宅契約が困難な場合あり。
- G H の整備は 3 障害の中では最も進む。

■精神障害の場合

- 地域での居住の受け皿が整備されないまま、精神科病棟での長期入院の受け入れをストップする方向に。
- GHの整備が遅れている。
- 現状では、医療機関が病院の周辺にGHを整備する事例が登場している。
- 中・軽度者で就労可能な場合は、一般住宅での自立生活が可能であるが、賃貸住宅契約が困難な場合あり。

考慮すべき視点

- 新規ストックへ義務化すべき点
- 既存ストックへのリノベーション（含む住宅改修・コンバージョン）の内容・手法
- 住宅の所有の在り方
- ライフステージに応じたリロケーションを実現させる手法
- 「人につける」居住支援（＝住宅手当）
- 混在した地域コミュニティを創り出す手法